

1 首都東京を守るテロ対応力の強化

テロへの効果的対処

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) テロ対策の強化を図るための施設を建設すること。
- (3) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (4) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

<現状・課題>

昨年は、欧米諸国において車両や爆発物などを用いたテロ事件が相次いで発生した。

また、I S I L等の国際テロ組織が、邦人に対するテロを繰り返し呼び掛けるなど、我が国に対する国際テロの脅威は、現実のものとなっている。

このような情勢の中、2020年には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を控え、開催国としての治安責任を果たさなければならないことや、首都警察として各種対策を強化してテロ等の不法事案の防圧検挙に万全を期す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 羽田空港の24時間開港に伴う国際線増便や、東京 2020 大会の開催決定を受け、空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」が発足した。同隊の拠点となり、訓練設備を備えた庁舎を建設すること。
- (3) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集をするとともに、テロ防止啓発ポスター等の作成による情報発信をすることにより、官民連携したテロ対策を強化すること。
- (4) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資器材、捜査用装備資器材、次世代映像規格(4K)を取り入れたビデオ採証システム関連資器材、無人航空機(ドローン)空撮採証装置、捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

2 サイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が予定されており、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織やテロを実行する者にとって格好の攻撃対象であること、リオデジャネイロ2016大会、平昌2018大会では現にサイバー攻撃が実行されたことを踏まえると、国と都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施（外部委託）し、

対処能力の向上を図るほか、海外の法執行機関やセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。

(5) サイバー攻撃の実態解明のために必要な装備資器材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たな I C T の活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港における水際対策の推進を図ること。

<現状・課題>

平成 29 年中の都内における刑法犯の認知件数は、12 万 5,258 件と平成 15 年から 15 年連続で減少し、戦後最悪を記録した平成 14 年に比べ約 59% 減少しており、各種取組の成果が着実に表れていると言える。

しかしながら、昨年 11 月に発表された「都民生活に関する世論調査」の都政への要望の中では、高齢者対策、防災対策に次いで「治安対策」が挙げられており、その割合は約半数を占めている。これは、いまだ撲滅に至らない振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ストーカー・DV に起因する凶悪犯罪及び深刻な社会問題となっている児童虐待事案、依然として厳しい状況にある薬物事犯等により、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

さらに、これら個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化する一方で、刻々と変化するサイバー犯罪への対策、国際テロ対策等、新たな脅威への対応が求められ、治安に関する要求は、むしろ増大している。

他にも警視庁は、国会、官邸等をはじめ、官公庁が集中している首都の治安維持を担っている警察としての特殊性から、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えており、東日本大震災に際しては、発災当日から警察官を被災地に派遣し、これまでに延べ 23 万人を超える職員を派遣するなど、日本警察の中核として日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）第 3 条第 4 項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和 44 年度から昭和 54 年度までは 10 億円、昭和 55 年度以降から現在までは 15 億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大している。
- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々

な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AI等の新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。

また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (3) 東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、大型クルーズ客船の更なる誘致を目指しており、平成31年までに、東京湾に大型クルーズ客船の発着等に対応できる新客船ふ頭が整備される予定である。

また、羽田空港でも同様に、首都圏空港の航空需要増加に対応するため、空港容量の更なる拡大と、国際線の増枠に必要な施設整備等を進め、東京の国際競争力を強化している。

これら国際海空港における施設整備等の推進により、今後も外国人入国者数の大幅な増加が予想されているところ、これに伴う銃器薬物密輸入事犯の増加が懸念されている。

そこで、国内への銃器薬物の流入による治安悪化を防ぐため、銃器薬物密輸入事犯の取締りに資する装備資器材の充実強化を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化、迅速化、効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 銃器薬物密輸入事犯等の取締りを推進するため、
 - 携帯型薬物特定システム（Tru Narc）
 - コカイン予試験試薬等の装備資器材の充実強化を図ること。

2 暴力団の対立抗争事件等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争事件等への警戒、情報収集の強化による保護対策、捜査活動に資する装備資器材を充実強化すること。

<現状・課題>

六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあるとされてから3年が経過したところ、昨年、神戸山口組から分裂した任侠山口組も交えた三つ巴の主権争いは、長期化・泥沼化の様相を呈している。未だ各団体の傘下組織構成員による傷害等の事件が発生しており、神戸山口組傘下組織幹部が何者かに襲撃される事件も発生するなど、本格的な抗争事件の発生が懸念されるところである。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）制定以降、最大の抗争状態に直面している現状を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒及び視察を強化して動向を注視しているが、一旦、抗争事件が発生すれば、連続発生することは必然であり、当庁では付近住民を守るため、速やかに事務所使用制限命令を発出し、特定抗争指定暴力団の指定を行わなければならないところ、これには恒常的かつ集中的な暴力団事務所に対する視察や情報収集が不可欠である。

このような暴力団情勢の中、暴力団等から危害を被るおそれのある者に対する保護対策は、暴力団対策の基盤活動であり、それ自体が都民・国民の生活の安全と平穏を確保する極めて重要な対策であることから、これには保護対象者の行動の把握とぐ犯者に関する情報の収集が重要で危害を未然に防止するため、ぐ犯者に対する視察活動を強化し、その動向把握及び関連情報の収集に努めなければならない。

また、都内においても、住吉会総裁が死亡したほか、松葉会が縄張問題を抱えたまま分裂するなど、暴力団情勢は予断を許さない状況であり、今後も対立抗争の未然防止や発生時の早期対応等、保護対策に万全を期すため、可能な限りの方策を駆使して情報収集を強化することが喫緊の課題であり、捜査活動に資する装備資器材の配備が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等への警戒及び取締り強化のため、リアルタイムで遠隔操作可能な「ネットワークカメラ等の捜査用資器材」等の装備資器材の充実強化を図ること。

3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う

交通管制・交通規制対策

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 定周期式信号機の集中制御化を図ること。
- (2) リアルタイム信号制御等の整備を図ること。
- (3) 光ビーコンの整備を図ること。
- (4) 視覚障害者用音響式信号機の整備を図ること。
- (5) 歩行者感应等制御の整備を図ること。
- (6) エスコートゾーン等の整備を図ること。
- (7) 交通規制標識等の整備を図ること。

<現状・課題>

定周期式信号機の集中制御化とは、定周期式信号機を交通管制システムによる信号制御に変更するものである。これにより、感知器で計測した交通状況に応じた信号制御や路線の系統化が図られ、無駄な待ち時間や停止回数が減少することとなり、交通の円滑化及びそれに伴う事故防止効果が期待できる。

警視庁の信号制御方式であるストリーム制御は、車両感知器で計測・処理算出した主道路と従道路の交通需要に応じて、各方向に必要な信号青時間を表示する制御である。

リアルタイム信号制御等の整備とは、車両感知器で収集したデータから算出する渋滞長の推定方法を改善（車両感知パルスデータから渋滞末尾を直接推定）及び信号制御アルゴリズムを高度化（交通需要算出方法の改善、信号機を通過する際に赤信号で生じる遅れ時間を交差点単位で最小化、隣接信号機の青開始時間差を需要に応じて最適化）するもので、交通状況に応じて更に無駄のない信号青時間を表示させることが可能となり、交通の円滑化及びそれに伴う事故防止効果が期待できる。

光ビーコンは、車両感知情報の収集に加え、3メディア対応カーナビゲーション搭載車両との間で双方向通信を行う機能があり、旅行時間を直接算出することが可能であるとともに、車両に対して周辺の詳細な交通情報を提供するなど交通管理上極めて有効な装置である。

光ビーコンの整備拡大により、これまで情報収集できなかった区間の交通情報の収集が可能になるとともに、詳細な交通情報の提供等により、交通流の分散による円滑化対策を図ることが可能となる。

視覚障害者用音響式信号機とは、視覚障害者用の押ボタン又は視覚障害者が携帯する小型発信機からの要求を受け、横断歩道の両端に設置されたスピーカから

擬音等を鳴らして安全な横断タイミングを知らせるとともに横断する方向を誘導するものである。

歩行者感应等制御とは、歩行者の横断する青信号の秒数を延長することで、安全な横断を確保する目的で整備をする信号制御である。

また、車両の円滑を考慮し、バランスをより高める信号制御である。

機能としては、歩行者信号が「青点滅」する前に歩行者が横断歩道を渡り切れていない場合には、歩行者青信号を延長し、歩行者が横断歩道上に存在しない場合には、歩行者青信号を打ち切り、車両の青信号に振り分けることが可能な信号制御である。

エスコートゾーンとは、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことである。なお、エスコートゾーンとともに、溶融式塗装による横断歩道（高輝度）の整備も行っている。

いずれも、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、安全・円滑な交通確保に必要な交通管制・交通規制対策であり、また、障害の有無にかかわらず全ての人々が参加しやすい大会となるように、アクセシビリティガイドラインに基づき、設定されるアクセシブルルートにおいて整備を行うことで、ハード面のバリアフリーや心のバリアフリーを推し進め、2020年の先に、全ての人に優しい街・東京を実現するユニバーサルデザインのまちづくりを促しているものである。

東京 2020 大会に係る交通規制標識等は、大会関係車両の円滑な輸送と都市活動の安定な両立を図るため、オリンピックルートネットワークをはじめ、各競技会場や非競技会場として位置付けられる選手村、メディアセンター、羽田空港周辺などに重点的に整備する必要がある。

輸送の成否そのものが大会成功の鍵を握ることから、東京 2020 大会期間中に大会関係者、観客など1千万人以上の人の移動が生じる中で、輸送に関しては、具体的箇所ごとの対策やその手法を検討することとされているなど、既存施設の有効活用とデジタルサイネージ式標識等の、新たな施設整備を組み合わせることにより実効性を担保するものである。

< 具体的要求内容 >

定周期式信号機の集中制御化、リアルタイム信号制御等の整備、光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感应等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整備は、いずれも交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和41年総理府・建設省令第1号）第1条第1項第1号から第4号までの各号に規定する指定道路特定事業としての補助を受けて整備を実施しているが、オリンピック会場候補地である、お台場等の臨海地区及び羽田空港地区の道路は、一部道路法に基づかない道路となっており、補助対象道路となっていないことから、同地区を補助対象道路とすること。

4 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

災害警備用資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

警視庁は、平成23年の東日本大震災、平成26年の広島県土砂災害や長野県御嶽山噴火災害、平成27年の関東・東北豪雨による洪水災害、平成28年の熊本地震などに際し、部隊を派遣して現場における災害活動を行ってきた。

災害警備の適否は事前にどれだけ準備できるかにかかっており、実災害から得られた経験も踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や切迫する首都直下地震等の大規模災害に対する備えを万全にするため、各種資器材を拡充するなど、大規模災害対策を強力に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

首都直下地震等の大規模災害に係る危機管理体制の強化に向け、災害救助用資器材の高度化、災害対策用車両の拡充により、災害発生時の事案対処能力の向上を図ること。

5 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、平成29年中は、2,498人にまで増加し、全薬物押収量も増加傾向であるなど、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

また、昨年の都内における大麻事犯による検挙人員は632人と過去6年間で最多となり、とりわけ未成年者を含む30歳未満の年齢層の占める割合は、大麻事犯総検挙人員のうち半数を超え、極めて深刻な事態となっている。

当庁では、薬物乱用根絶に向けた街頭キャンペーンをはじめ、広報用DVDの制作、電車や街頭設置の大型モニターを活用した広報啓発活動を実施しているところであるが、国においても薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を引き続き強化していく必要がある。

また、全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約6割以上が再犯者であるという現状を踏まえ、当庁では、『ノードラッグ警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、平成28年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策策定及び実施が地方公共団体の責務と規定されたことに伴い、今後、国、都及び区市町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していかなければならない。

そこで、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ラジオ・テレビ放送等広域かつ不特定多数が視聴するメディアを活用するなど、国民が安易に違法薬物に手を出さないよう、広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) 薬物再乱用防止対策に資するセミナー等の充実に向けた財源を確保すること。

6 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 防犯カメラの整備を図ること。
- (2) 子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

平成29年中における都内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案(DV)の相談件数、児童虐待事案における通告児童数は、いずれも高水準で推移しているところ、子供や女性が被害者になるケースが多い人身安全関連事案に対処するための対策は喫緊の課題である。

また、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害も、依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題、いわゆる「JKビジネス」により児童が性犯罪被害に遭う問題及び若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあり、さらには、通学路において子供が被害者となる事案が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪等の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

- (1) 子供・女性に対する犯罪や、犯罪発生の蓋然性が極めて高い繁華街における犯罪等の未然防止及び犯人の早期検挙を図る上で、街頭防犯カメラの設置は極めて有効であることから、警視庁では、自治体等の関係機関と連携し、通学路防犯カメラの設置や町会等の民間団体に対する街頭防犯カメラの設置を働き掛けているところであるが、現状として、特に民間団体による街頭防犯カメラの大規模な設置は見込めない状況にあり、仮に街頭防犯カメラの設置が決定されたとしても、街頭防犯カメラが実際に稼動を開始するまでには、計画段階から起算し相当の期間を要するのが通常である。そのため、街頭防犯カメラ設置のノウハウを有する警察が主体となり、必要な地区に計画的に街頭防犯カメラの整備を図ることが必要である。
- (2) 警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成29年7月施行のいわゆる「JKビジネス」の営業を規制する条例、平成30年2月施行のいわゆる「自画撮り画像」を要求する行為に罰則を設けた「東京都青少年の健全な育成に関する条例(都青少年育成条例)」に基づく取締り、さらには、同年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず、関係行政機関、民間団体、業

界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 犯罪発生 の 蓋然性 が 高く、街頭防犯カメラを喫緊に必要とする地区において、移設が容易な仕様の街頭防犯カメラを設置すること。
- (2) アダルトビデオ出演強要問題、いわゆる「JKビジネス」及びいわゆる「自画撮り」に関する被害の発生等、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、従前からのストーカー・DV等人身安全関連事案対策に加え、子供、女性等を犯罪から守り、さらには、通学路等における子供の安全を確保するため、関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

7 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する防犯機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を中心とした被害者を言葉巧みに騙して財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的にも歯止めが掛からず高止まりの状況となっており、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、最新の手口や犯人の電話に出ないことが被害防止につながることを広く周知させるための広報啓発活動が不可欠であることから、都道府県別の個別の広報のみでなく、テレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した全国規模の広報を実施することが必要である。

また、警視庁では、被害防止に効果の高い「自動通話録音機」を東京都と連携して高齢者世帯に配布しているところであるが、より多くの世帯に設置するため、国においても、これらの機器の充実強化を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の、広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口を周知するための広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する自動通話録音機等の防犯機器の充実強化を図ること。

参 考

平成29年中の特殊詐欺被害状況

都内	認知件数	3, 510件 (前年比+1, 478件、+72.7%)
	被害額	約79.8億円 (前年比+約18.1億円、+29.4%)
全国	認知件数	18, 201件 (前年比+4, 047件、+28.6%)
	被害額	約390.3億円 (前年比-約17.4億円、-4.3%)

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

近年、拾得物取扱量が急増し、平成29年中は都内において約395万8千件という過去最高の数字を記録したほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、事前の各種イベント等を含めて多数の大会関係者や訪日外国人等が東京を訪れることから、拾得物取扱件数の急激な増加が見込まれる状況である。

こうしたことから、遺失物業務にかかる事務の見直し等を実施していくことが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占めている現状であり、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占めている。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、ほとんどの特例施設占有者は、これによらず警察署に提出している状況であり、自ら保管等するよう働きかけているが実現されておらず、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

4 国民保護事案に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関するの情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) EMP（電磁パルス）攻撃について被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。

<現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われている。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

さらに、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積している我が国においては、EMP攻撃も深刻な問題である。

今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、世界から多くの来訪者も見込まれている。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) EMP攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範

囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
- 平成28年9月9日（5回目）
- 平成28年1月6日（4回目） など

【弾道ミサイル発射】

- 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
- 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動） など